ジョ

ン」(案)を策定する予定

ます。

計画策定にあたり、

者計画の策定作業を進めて

市で

は

第3次守口市障害

の「(改訂版) もりぐち改革ビ 28年度を初年度とする5ヵ年 ぐち」を実現するため、

平 成

計画に掲げる「歓響都市もり よって第五次守□市総合基本

閲覧場所 募集期限

企画課、

守□市障害者・高齢者交流会

障害福祉課、情報コ

2月2日(木)まで

ち改革ビジョ

ン」(案)を公表

寄せください。

詳しくは、

セラ

- 安田香珠子氏

月27日(金)午後5時

30分までに人権室

· 6992 · 151

ージをご覧ください。

めで、

皆さんのご意見をお

リックコメントを実施しま

いては、「(改訂版)もり

し、ご意見を募集しています

より一層行財政改革を加速化

06.6992

4 0 7

第3次守口市

障害者計画」(案)

市 の

レベルアップに

し」という強い信念のもと、

このたび、「改革に終わりな

記載してください。

行財政改革を積極的に進めて

しや民間委託の推進などの

⊠Mori\_kikaku@city

moriguchi-osaka.jp

氏名、

連絡先を必ず

きました。

他できるよう、

公共施設の見

定した「もりぐち改革ビジ

∠」(案) に基づき、

財政基盤

四郵送の場合、

2月2日(木) 5企画課)

本通2-5 (F570

8666京阪

将来にわたって市として行う の安定を図ることをもって

き施策・市民サー

-ビスを実

₩ 06·6994

6 9 1

③ファクス

消印有効

ジョン」(案)

設に募集要領および意見提出

に募集要領および意見提出用 各地区コミュニティセンター

]市立わかくさ・わかすぎ園、

「ふる里守口を訪ねて」

守口市立わかたけ園、

②郵送

①閲覧場所へ持ち込み

やすく解説しています

執筆は、

元関西女子短期大

③ファクス 本通2 | (F570 5-5障害福祉課) 8666京阪

学教授で元市文化財保護委員

の故・駒井正三氏。

B6判びページ。

広報広聴課

⊠Mori\_shougai@city ₩ 06·6991

**1**06 · 6992 · **過**障害福祉課 moriguchi-osaka.jp 630

女性のための悩み相談

相談員 相談室101号室 ·役所1 女性問題専門カウン 午後2時、 階北エリア・市民 (各50分程度) 午後3時

<del>時</del>1月29日(日)午後1 眱



0

頒布先 · 6992 ·

06.6992.151

と述べられました。

します」 参画推進計画が、 市長に答申を手渡しました。 西岡敦子会長と中村彰副会長 て」を諮問しておりました。 に推進されるよう、 このたび審議会での議論を踏 西岡会長は、「この答申を踏 市役所を訪れ、 第3次守口市男女共同 10月26日、 さらに確実 同審議会の 西端勝樹

男女共同参画推進計画を推進 月13日付けで「第3次守口市 するうえでの課題解決につ 画審議会に対 守口市男女共同参 平成28年7

を訪ねて」を頒布しています

では単行本「ふる里守口

平成3年に発行した改正版

郷土守口の歴史をわかり

「(改訂版) もりぐ パブリックコメン ち改革ビ の

~ビル・マンションなどの貯水漕水道は適正な管理が大切~

KANKTO NEWS

貯水槽水道とは、ビル・マンションなどの中高層建築物に給水する場合、水道水をいったん受水槽や高置水 槽に溜めて、居住者などに供給する方式です。

貯水槽水道は、所有者・設置者が適正な管理を行うことになっています。定期的に清掃していないなど不十 分な管理下では、きれいな水も汚れてしまいます。定期的な清掃・水質検査・設備点検を行い、常に清潔に保っ てください。

問環境政策課 106−6992−1508

間水道局お客さまセンター 1006-6991-6771

## 回収にご協力を「

水銀製品の量の把握や、効果的な回収方法の調査をするため、環境省のモデル事業として水銀体温計・温度計・ 血圧計などを回収していますので、市民の皆さんのご協力をよろしくお願いします。

家庭で使われなくなった水銀体温計・温度計・血圧計など 回収品目

1月14日(土)まで 回収期間

回収場所 守口市薬剤師会会員の市内薬局

備詳しい回収場所などは、市ホームページに掲載しています。

問クリーンセンター総務課 206-6991-6313

## 美化ポランティアなど活動登録申請受付申

まちの美観を損ねるたばこの吸いがら、空き缶などのポイ捨てごみや、交通の支障となる道路上の違反広告 物をなくして、美しいまちづくりを推進していくために「美化活動団体」と「はがし・たい」の登録申請を受け付 けています。

登録すると、活動用具やごみ袋などを提供します。

対

▽美化活動団体(ポイ捨てごみなどの美化清掃活動)

定期的に地域の清掃活動を行うなど、地域の美化活動を継続して行っている会社、団体、個人

▽はがし・たい(道路上の違反広告物の除却活動)

町会など5人以上(18歳以上で市内在住・在職・在学)で構成する団体

問環境政策課・美化衛生係 206-6992-1511

## ご利用ください スマートフォン 「もりぐち KANKYO (環境) アプリ」

ごみの排出曜日や分別方法などをよりわかりやすくお知らせする「もりぐち KANKYO(環境)アプリ」を公開しています。

排出したい品目をフリーワードや50音順で検索できる「分別辞典」などの情 報を掲載しています。

アプリは Android、iOS 端末のスマートフォンで使用できます。

GoogleストアおよびAppストアで「もりぐち KANKYO(環境)アプリ」を検 索の上、ダウンロードしてください。

問クリーンセンター総務課 206-6991-6313



答申が提出されました